

準確定申告の必要書類チェックリスト

期限・提出先・付表と、申告が必要かを確かめる観点 | 登録不要・無料

期限: 相続の開始があったことを知った日の翌日から4か月以内(国税庁 No.2022)

付表の記載要領では「翌日から起算して4か月を経過した日の前日(例えば、死亡した日が6月20日であるときは、10月20日)まで」と例示されています。提出先は、**亡くなった方(被相続人)の死亡当時の納税地の税務署長**です。

準確定申告とは(国税庁 No.2022)

年の中途で亡くなった人の場合は、相続人(包括受遺者を含む)が、1月1日から死亡した日までに確定した所得金額と税額を計算して、4か月以内に申告と納税をします。これを準確定申告といいます。

- ・ 準確定申告書には、各相続人等の氏名・住所・被相続人との続柄などを記入した付表を添付します。
- ・ 相続人等が2人以上いる場合は、連署で準確定申告書を出します。他の相続人等の氏名を付記して各人が別々に出すこともでき、その場合は他の相続人等に申告内容を通知します。
- ・ 付表の記載要領では、相続人等が1人の場合は付表の提出を省略して差し支えないとされています。e-Taxで出す場合は、相続人が1名でも付表が必要です。
- ・ 確定申告をしなければならない人が、前年分の申告をしないまま1月1日から確定申告期限(原則3月15日)までに亡くなった場合は、前年分・本年分とも4か月以内です。
- ・ 前年以前の年分が無申告だったことにより出す申告書には、4か月の特例は適用されません(その年1月1日から3月15日までに亡くなった場合の前年分を除く)。

申告が必要かを確かめる観点(国税庁の説明の範囲)

- ☐ 亡くなった年の1月1日から死亡した日までに、給与・公的年金等・事業・不動産などの所得があったか
- ☐ 所得金額の合計額が所得控除の合計額を超え、その超える額に対する税額が配当控除額と年末調整の住宅借入金等特別控除額の合計額を超えるか(国税庁 No.2020 が「確定申告をする必要がある方」として説明)
- ☐ 公的年金等の収入金額が400万円以下・その全部が源泉徴収の対象・公的年金等に係る雑所得以外の所得金額が20万円以下の、いずれにも該当するか(該当すれば確定申告は不要とされる。国税庁 No.2020・No.1600)
- ☐ 給与の収入金額が2,000万円以下・給与が1か所・全部が源泉徴収・給与所得と退職所得以外の所得金額が20万円以下か(一定の場合は確定申告不要とされる。国税庁 No.2020)
- ☐ 申告が不要な場合でも、医療費控除や社会保険料控除などで還付を受けるための申告はできる(国税庁 No.1600)。還付は、源泉徴収や予定納税ですでに納付した所得税がある場合に発生する(国税庁 No.2030)
- ☐ 確定申告が不要な場合でも、住民税の申告が必要な場合がある(国税庁 No.1600)
- ☐ 前年分の確定申告をしないまま、1月1日から確定申告期限までの間に亡くなっていないか(前年分・本年分とも4か月以内。国税庁 No.2022)

※ 上の観点は、国税庁が1年分の確定申告について示しているものです。亡くなった方の準確定申告が必要かどうかは、当サイトでは判定できません。源泉徴収票などの書類をそろえて、亡くなった方の死亡当時の納税地の税務署か税理士に確認してください。

準確定申告での所得控除の扱い(国税庁 No.2022)

- ・ 医療費控除の対象は、死亡の日までに亡くなった方が支払った医療費です。死亡後に相続人等が支払ったものは含められません。
- ・ 社会保険料控除・小規模企業共済等掛金控除・生命保険料控除・地震保険料控除の対象は、死亡の日までに亡くなった方が支払った保険料等です。寄附金控除は、死亡の日までに支出した特定寄附金です。
- ・ 配偶者控除や扶養控除等の判定は死亡の日の現況で行い、月割計算等はいりません。

準確定申告の必要書類チェックリスト

ケース別の必要書類チェックリスト(国税庁の案内から)

使い方:亡くなった方に当てはまる区分の書類にチェックし、右の欄に「ある・取り寄せ中・不要(税務署で確認済み)」などをメモしてください。書類の一覧は、国税庁の「所得税及び復興特別所得税の手引き」(令和7年分)の「申告書に添付・提示する書類」とタックスアンサーから主なものを抜き出しています。申告の内容によって必要な書類は変わります。

✓	書類	出し方	メモ(国税庁の案内)	準備の状況
どの準確定申告でも用意する				
☐	確定申告書(標題の余白に「準確定」と書く)	提出	住所・氏名欄は亡くなった方のもの(氏名の頭部に「被相続人」)。国税庁の確定申告書等作成コーナーでは準確定申告書を作れない(e-Taxソフト等を使う)	
☐	準確定申告書の付表(死亡した者の__年分の所得税及び復興特別所得税の確定申告書付表(兼相続人の代表者指定届出書))	添付	相続人等が1人なら提出を省略して差し支えない(記載要領)。e-Taxで出すときは1名でも付表が必要	
☐	相続人全員の本人確認書類(マイナンバーカード、または番号確認書類+身元確認書類)	提示または写しの添付	全ての相続人等の個人番号を記入する。亡くなった方の個人番号は記入不要	
給与・公的年金等があった				
☐	給与所得の源泉徴収票	作成に使う(添付・提示は不要)	税務署等で申告書を作成する場合は持参する	
☐	公的年金等の源泉徴収票	作成に使う(添付・提示は不要)	記載された数字を申告書に転記する	
医療費控除を受ける(死亡の日までに亡くなった方が支払った医療費)				
☐	医療費控除の明細書	添付	医療費の領収書から作成する。死亡後に相続人等が支払った医療費は対象に含まれない	
☐	医療費通知(医療費のお知らせ)の原本	添付	医療費通知を添付し、明細の記載を省略する場合に限る	
☐	医療費の領収書	手元に保管	確定申告期限等から5年を経過する日まで、提示・提出を求められる場合がある(医療費通知を添付したものを除く)	
社会保険料・保険料などの控除を受ける(死亡の日までに支払った分)				
☐	社会保険料(国民年金保険料)控除証明書等	添付または提示	国民年金保険料・国民年金基金の掛金について社会保険料控除を受ける場合	
☐	小規模企業共済等掛金の支払った掛金額の証明書	添付または提示	小規模企業共済等掛金控除を受ける場合	
☐	生命保険料・地震保険料の支払額などの証明書	添付または提示	旧生命保険料に係るもので1契約9千円以下のものを除く	
寄附金控除を受ける(死亡の日までに支出した特定寄附金)				
☐	寄附した団体などから交付された寄附金の受領証	添付または提示		
事業・不動産などの収入があった				
☐	青色申告決算書(青色申告者)または収支内訳書(白色申告者)	添付	総収入金額及び必要経費の内訳を記載したもの	
還付金の受領を相続人の代表者等に委任する				
☐	委任状(準確定申告書用)	提出(付表とは別)	還付金の受取場所を受任者名義の口座を書く	
e-Taxで出す(相続人が2名以上)				
☐	準確定申告の確認書	e-Tax(PDF形式)	各相続人が申告内容等を確認し署名したもの	

「添付」は申告書と一緒に提出、「提示」は提出の際に見せる、の意味です(手引きの表記)。添付する書類は「添付書類台紙」に貼るなどして申告書と一緒に提出します。源泉徴収票は申告書への添付・提示は不要ですが、申告書を作るときに使います。

付表(兼相続人の代表者指定届出書)に書く項目

欄	項目	何を書く欄か(国税庁の記載要領の説明の範囲)	確認したこと・確認先
標題	「__年分」	亡くなった方の確定申告書と同じ年分	
1	死亡した者の住所・氏名等	亡くなった方の住所(確定申告書の「住所」欄に書いた住所地)・氏名・死亡年月日	
2	死亡した者の納める税金又は還付される税金	確定申告書の「第3期分の税額」欄の金額を転記する欄。付表を書く前に確定申告書で計算する	
3	相続人等の代表者の指定	相続人等が2人以上なら、国税に関する書類を代表して受領する人となるべく指定する	
4	限定承認の有無	相続人等が限定承認をしているときに記入する欄	
5	相続人等に関する事項	住所・氏名(署名)・個人番号・職業及び被相続人との続柄・生年月日・電話番号・相続分…B・相続財産の価額。一緒に申告するかどうかにかかわらず、相続を放棄した人を除く全員について書く	
6	納める税金等	「各人の納付税額」(2が黒字のとき)と「各人の還付金額」(2が赤字のとき)	
7	還付される税金の受取場所	「各人の還付金額」の記載がある場合を書く。受取りは本人名義の預貯金口座への振込み	

書き方の詳細・計算のしかたは、国税庁の「付表の記載要領」で確認してください。このPDFは記入例ではありません。相続分の割合や各人の税額・還付金額の当てはめは、税務署か税理士に確認してください。付表の控えを保管する場合、控えには相続人等の個人番号を記入しないなど、個人番号の取り扱いに注意するよう記載要領に書かれています。

還付になる場合(国税庁 No.2022・付表の記載要領)

- 付表の「各人の還付金額」は、「2 死亡した者の納める税金又は還付される税金」が赤字のときを書く欄です。「7 還付される税金の受取場所」も書きます(本人名義の預貯金口座への振込み)。
- 相続人等が受け取る還付金の受領を相続人の代表者等に委任する場合は、付表とは別に「委任状(準確定申告書用)」が必要です。還付金の受取場所は受任者名義の口座を書きます。
- e-Taxで出す場合で相続人が2名以上いるときは、各相続人が署名した「準確定申告の確認書」をPDFで送信します。

様式の入手先(国税庁。このPDFでは再配布していません)

- 付表(死亡した者の__年分の所得税及び復興特別所得税の確定申告書付表(兼相続人の代表者指定届出書)) <https://www.nta.go.jp/taxes/shiraberu/shinkoku/yo-shiki/01/fuhyo/f01-yoshiki.pdf>
- 付表の記載要領(書き方) <https://www.nta.go.jp/taxes/shiraberu/shinkoku/yoshiki/01/fuhyo/f01.pdf>
- 委任状(準確定申告書用) <https://www.nta.go.jp/taxes/shiraberu/shinkoku/yoshiki/01/fuhyo/f01-3.pdf>
- 準確定申告の確認書(e-Taxで出す場合) <https://www.nta.go.jp/taxes/shiraberu/shinkoku/yoshiki/01/fuhyo/f01-2.pdf>
- 申告書・申告書付表と税額計算書等 一覧(申告所得税) https://www.nta.go.jp/taxes/tetsuzuki/shinsei/annai/shinkoku/annai/1557_2.htm

出典(2026年10月4日確認・国税庁)

- 国税庁 タックスアンサー No.2022「納税者が死亡したときの確定申告(準確定申告)」 <https://www.nta.go.jp/taxes/shiraberu/taxanswer/shotoku/2022.htm>
- 国税庁「死亡した者の__年分の所得税及び復興特別所得税の確定申告書付表(兼相続人の代表者指定届出書)」(様式PDF) <https://www.nta.go.jp/taxes/shiraberu/shinkoku/yoshiki/01/fuhyo/f01-yoshiki.pdf>
- 国税庁「付表の記載要領(書き方)」(PDF) <https://www.nta.go.jp/taxes/shiraberu/shinkoku/yoshiki/01/fuhyo/f01.pdf>
- 国税庁「申告書・申告書付表と税額計算書等 一覧(申告所得税)」 https://www.nta.go.jp/taxes/tetsuzuki/shinsei/annai/shinkoku/annai/1557_2.htm
- 国税庁「所得税及び復興特別所得税の準確定申告のe-Tax対応について」 <https://www.nta.go.jp/taxes/shiraberu/shinkoku/jyunkaku/index.htm>
- 国税庁「委任状(準確定申告書用)」(PDF) <https://www.nta.go.jp/taxes/shiraberu/shinkoku/yoshiki/01/fuhyo/f01-3.pdf>
- 国税庁「準確定申告の確認書」(PDF) <https://www.nta.go.jp/taxes/shiraberu/shinkoku/yoshiki/01/fuhyo/f01-2.pdf>
- 国税庁 タックスアンサー No.2020「確定申告」 <https://www.nta.go.jp/taxes/shiraberu/taxanswer/shotoku/2020.htm>
- 国税庁 タックスアンサー No.1600「公的年金等の課税関係」 <https://www.nta.go.jp/taxes/shiraberu/taxanswer/shotoku/1600.htm>
- 国税庁 タックスアンサー No.2030「還付申告」 <https://www.nta.go.jp/taxes/shiraberu/taxanswer/shotoku/2030.htm>
- 国税庁 タックスアンサー No.1120「医療費を支払ったとき(医療費控除)」 <https://www.nta.go.jp/taxes/shiraberu/taxanswer/shotoku/1120.htm>
- 国税庁 タックスアンサー No.1130「社会保険料控除」 <https://www.nta.go.jp/taxes/shiraberu/taxanswer/shotoku/1130.htm>
- 国税庁 タックスアンサー No.1140「生命保険料控除」 <https://www.nta.go.jp/taxes/shiraberu/taxanswer/shotoku/1140.htm>
- 国税庁「令和7年分 所得税及び復興特別所得税の手引き」(PDF) <https://www.nta.go.jp/taxes/shiraberu/shinkoku/tebiki/2025/pdf/001.pdf>
- 国税庁 質疑応答事例(所得税)「民法上の相続人が不存在の場合の準確定申告の手続」 <https://www.nta.go.jp/law/shitsugi/shotoku/07/15.htm>